

令和5年（2023年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2023.8.22 調製

令和5年(2023年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

- ※8月22日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※8月24日(木) 正午 一般質問通告締切
 ※8月24日(木) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 8月25日(金) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
8	29	火	本 会 議 議会運営委員会	報告第7号 第81号議案 第78号議案 第64号議案 常任委員会審査報告 第66号議案～第77号議案、 第79号議案、第80号議案、 第82号議案～第103号議案 認定第1号～認定第3号	提案理由説明—質疑—表決 提案理由説明—質疑—付託 質疑—表決 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	文教社会		
	30	水	議案説明会 全員協議会			
	31	木	議案調査			
9	1	金	本 会 議 議会運営委員会	一般質問		質疑通告締切 午後零時50分
	2	⊕				
	3	⊕				
	4	月	本 会 議	一般質問		
	5	火	本 会 議	一般質問		
	6	水	本 会 議	一般質問		
	7	木	本 会 議	一般質問		
	8	金	本 会 議 議会運営委員会	第71号議案～第77号議案、 第79号議案、第80号議案、 第82号議案～第103号議案 第66号議案～第70号議案 認定第1号～認定第3号 請願及び陳情の付託報告	質疑—付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	9	⊕				
	10	⊕				
	11	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	12	火	常任委員会	総務・健康福祉		
	13	水	常任委員会	文教社会・建設		
	14	木	常任委員会	文教社会・建設		総務常任委員会・健康 福祉常任委員会の決算 附帯決議提出締切 午後零時50分
	15	金	常任委員会	常任委員会予備日		
	16	⊕				
	17	⊕				

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	18	㊸			
	19	火	常任委員会	総務・健康福祉（意見集約）	文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算 附帯決議提出締切 午後零時50分
	20	水	議事整理		
	21	木	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	
	22	金	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	23	㊹			
	24	㊺			
	25	月	議事整理		
	26	火	議事整理		
	27	水	議事整理		
	28	木	議事整理		
29	金	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

令和5年第3回定例会は、8月29日（火）に招集され、9月29日（金）までの32日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算7件、条例10件、その他が27件となっています。

予算案は、令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算（第4号）などが審議されます。条例案は、町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例などが審議されます。

◆ 議案の内容 ◆

- 第64号議案 令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算（第4号）
- 第65号議案 令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算（第5号）
- 第66号議案 令和5年度（2023年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 令和5年度（2023年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 令和5年度（2023年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 第69号議案 令和5年度（2023年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- 第70号議案 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第71号議案 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

※新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

- 第72号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※地方自治法の改正に伴い、関係する条例3本を一括して整理するため、制定するものです。

- 第73号議案 町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

※町田市鶴川緑の交流館に設置する自転車駐車場等の利用時間及び駐車料金を設定するため、所要の改正をするものです。

第 7 4 号議案 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

※生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定について、所要の改正をするものです。

第 7 5 号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

※生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定について、所要の改正をするものです。

第 7 6 号議案 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

※生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定について、所要の改正をするものです。

第 7 7 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 7 8 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

※子が 2 人以上いる保護者について、保育所等の利用者負担額の軽減を図るため、所要の改正をするものです。

第 7 9 号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 8 0 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※本町田後田公園内の会議室の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入

※消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。

第 8 2 号議案 小山田蓮田緑地整備工事請負契約

※町田市バイオエネルギーセンターの整備に伴い、施設周辺の魅力向上や環境整備を推進するため、蓮の魅力を活かした小山田蓮田緑地の整備を行う工事請負契約を締結するものです。

第 8 3 号議案 市道路線の認定について

※開発行為に伴い築造された道路を市道として認定するものです。

第 8 4 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線、開発行為に伴い開発区域内に取り込まれた路線を廃止するものです。

第 8 5 号議案 町田市立総合体育館外 3 施設の指定管理者の指定について

※町田市立総合体育館外 3 施設（町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場、緑ヶ丘グラウンド）の指定管理者を指定するものです。

第 8 6 号議案 町田市わさびだ療育園の指定管理者の指定について

※町田市わさびだ療育園を管理する指定管理者を指定するものです。

第 8 7 号議案 町田市大賀藕絲館の指定管理者の指定について

※町田市大賀藕絲館を管理する指定管理者を指定するものです。

第 8 8 号議案 ふれあい桜館の指定管理者の指定について

※ふれあい桜館を管理する指定管理者を指定するものです。

第 8 9 号議案 小山田高齢者在宅サービスセンター外 1 箇所の指定管理者の指定について

※小山田高齢者在宅サービスセンター及びつくし野デイサービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 0 号議案 デイサービス森野の指定管理者の指定について

※デイサービス森野を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 1 号議案 玉川学園高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

※玉川学園高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 2 号議案 本町田高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

※本町田高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 3 号議案 デイサービス忠生の指定管理者の指定について

※デイサービス忠生を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 4 号議案 デイサービス三輪の指定管理者の指定について

※デイサービス三輪を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 5 号議案 デイサービス榛名坂の指定管理者の指定について

※デイサービス榛名坂を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 6 号議案 デイサービス高ヶ坂の指定管理者の指定について

※デイサービス高ヶ坂を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 7 号議案 デイサービスあいはらの指定管理者の指定について

※デイサービスあいはらを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 8 号議案 わくわくプラザ町田の指定管理者の指定について

※わくわくプラザ町田を管理する指定管理者を指定するものです。

第 99 号議案 休日・準夜急患こどもクリニックの指定管理者の指定について

※休日・準夜急患こどもクリニックを管理する指定管理者を指定するものです。

第 100 号議案 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について

※休日歯科・障がい者歯科応急診療所を管理する指定管理者を指定するものです。

第 101 号議案 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について

※町田市自然休暇村を管理する指定管理者を指定するものです。

第 102 号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村の指定管理者の指定について

※町田市子ども創造キャンパスひなた村を管理する指定管理者を指定するものです。

第 103 号議案 町田市ふるさと農具館の指定管理者の指定について

※町田市ふるさと農具館を管理する指定管理者を指定するものです。

【報告承認案件】

報告第 7 号 生活衛生課車両による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

【認定】

認定第 1 号 令和 4 年度（2022 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 4 年度（2022 年度）町田市下水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 令和 4 年度（2022 年度）町田市病院事業会計決算認定について

令和5年度（2023年度）

9月補正予算（第4号）

9月補正予算（補正第4号）の概要

9月補正予算（補正第4号）では、2023年10月から、東京都が多子世帯の経済的負担軽減制度を拡充することを受け、町田市においても都制度の活用により、第2子以降の保育料の無償化などを実施し、安心して子どもを育てられる環境を整備します。

一般会計	4,096万5千円
特別会計	0千円
計	4,096万5千円

一般会計補正予算の内容

1 子育て環境のさらなる充実のために

- 保育所等利用多子世帯負担軽減事業 4,097万円

2023年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額	構成比(%)	補 正 額	計			
					構成比(%)		
一 般 会 計	174,349,281	56.9	40,965	174,390,246	56.9		
特 別 会 計	国民健康保険 事業会計	42,246,889	13.8	0	42,246,889	13.9	
	介護保険事業会計	38,756,050	12.7	0	38,756,050	12.6	
	後期高齢者医療 事業会計	13,418,061	4.4	0	13,418,061	4.4	
	鶴川駅南土地地区画 整理事業会計	434,064	0.1	0	434,064	0.1	
	下 水 道 事 業 会 計		19,284,474	6.3	0	19,284,474	6.3
		収 益 的	12,084,916	3.9	0	12,084,916	4.0
		資 本 的	7,199,558	2.4	0	7,199,558	2.3
	病 院 事 業 会 計		17,850,132	5.8	0	17,850,132	5.8
		収 益 的	16,174,706	5.3	0	16,174,706	5.3
		資 本 的	1,675,426	0.5	0	1,675,426	0.5
	小 計	131,989,670	43.1	0	131,989,670	43.1	
	合 計	306,338,951	100.0	40,965	306,379,916	100.0	

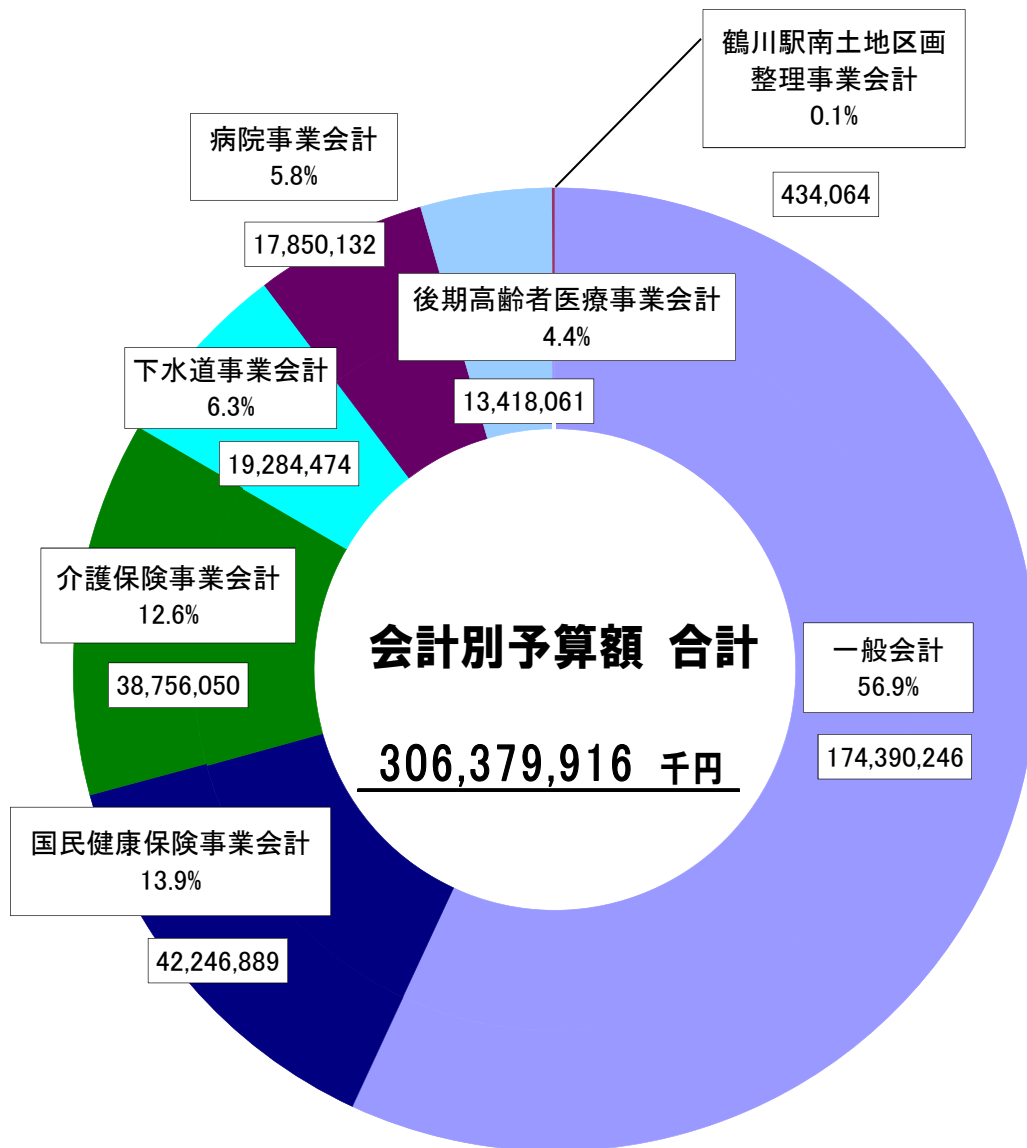
【概要】

○一般会計の補正額は4,096万5千円で、補正後の全会計予算総額3,063億7,991万6千円に対する一般会計の構成比は56.9%です。

2023年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



2023年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	70,711,640	40.6	—	70,711,640	40.5
2. 地 方 譲 与 税	746,001	0.4	—	746,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	115,000	0.1	—	115,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	594,000	0.3	—	594,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	517,000	0.3	—	517,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,365,000	0.8	—	1,365,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.7	—	9,893,000	5.7
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	213,000	0.1	—	213,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	—	487,000	0.3
11. 地 方 交 付 税	2,445,000	1.4	—	2,445,000	1.4
12. 交通安全対策特別交付金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	705,566	0.4	△ 56,685	648,881	0.4
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,645,409	2.1	0	3,645,409	2.1
15. 国 庫 支 出 金	37,838,319	21.7	—	37,838,319	21.7
16. 都 支 出 金	25,177,689	14.4	142,048	25,319,737	14.5
17. 財 産 収 入	1,765,002	1.0	—	1,765,002	1.0
18. 寄 附 金	227,226	0.1	—	227,226	0.1
19. 繰 入 金	6,506,209	3.7	△ 44,398	6,461,811	3.7
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	—	1,000,000	0.6
21. 諸 収 入	3,060,220	1.8	—	3,060,220	1.8
22. 市 債	7,249,000	4.2	—	7,249,000	4.2
歳 入 合 計	174,349,281	100.0	40,965	174,390,246	100.0

【概要】

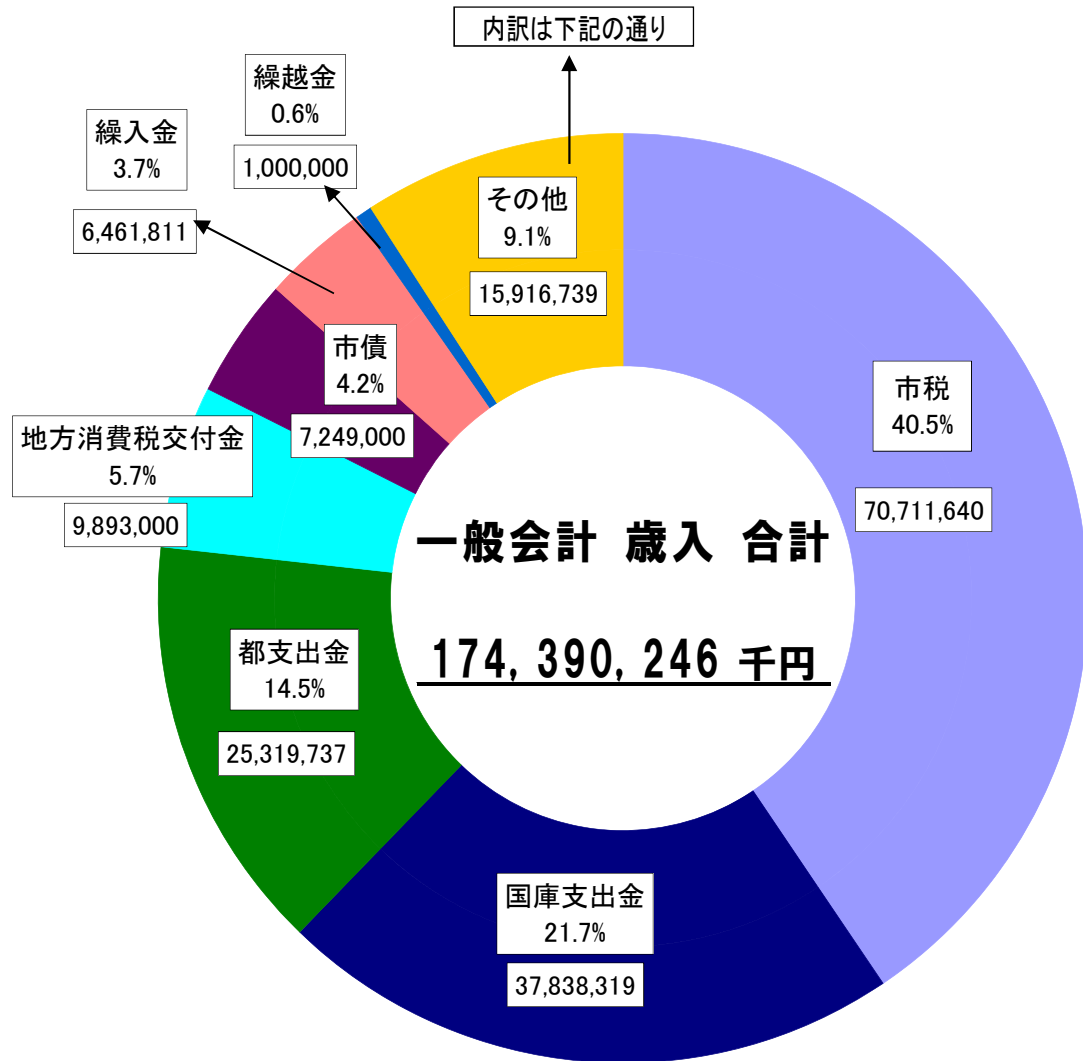
9月補正予算の主なもの

- 款13.分担金及び負担金 児童保育費負担金(△0.6億円)
- 款16.都支出金 東京都多子世帯負担軽減事業費補助金(1.2億円)、
幼稚園等園児保護者補助事業費補助金(0.2億円)
- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(△0.4億円)

2023年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

使用料及び手数料	3,645,409	株式等譲渡所得割交付金	517,000
諸収入	3,060,220	地方特例交付金	487,000
地方交付税	2,445,000	寄附金	227,226
財産収入	1,765,002	環境性能割交付金	213,000
法人事業税交付金	1,365,000	利子割交付金	115,000
地方譲与税	746,001	交通安全対策特別交付金	48,000
分担金及び負担金	648,881	ゴルフ場利用税交付金	40,000
配当割交付金	594,000		

2023年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	652,524 (0.4%)	—	652,524 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	17,896,469 (10.3%)	—	17,896,469 (10.3%)	—	—	—	1,149	△ 1,149
3. 民生費	91,915,562 (52.7%)	40,965	91,956,527 (52.7%)	—	142,048	—	△ 57,834	△ 43,249
4. 衛生費	17,850,947 (10.2%)	—	17,850,947 (10.2%)	—	—	—	—	—
5. 労働費	37,810 (0.0%)	—	37,810 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	387,796 (0.2%)	—	387,796 (0.2%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	1,748,424 (1.0%)	—	1,748,424 (1.0%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	15,722,196 (9.0%)	—	15,722,196 (9.0%)	—	—	—	—	—
9. 消防費	4,873,585 (2.8%)	—	4,873,585 (2.8%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	15,397,079 (8.8%)	—	15,397,079 (8.8%)	—	—	—	—	—
11. 災害 復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,766,883 (4.5%)	—	7,766,883 (4.5%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	174,349,281 (100.0%)	40,965	174,390,246 (100.0%)	0	142,048	0	△ 56,685	△ 44,398

【概要】

9月補正予算の主なもの

○款3.民生費 幼稚園一時預かり補助金(0.1億円)、施設型給付費(8百万円)、
東京都認証保育所利用者補助金(8百万円)、地域型保育給付費(6百万円)

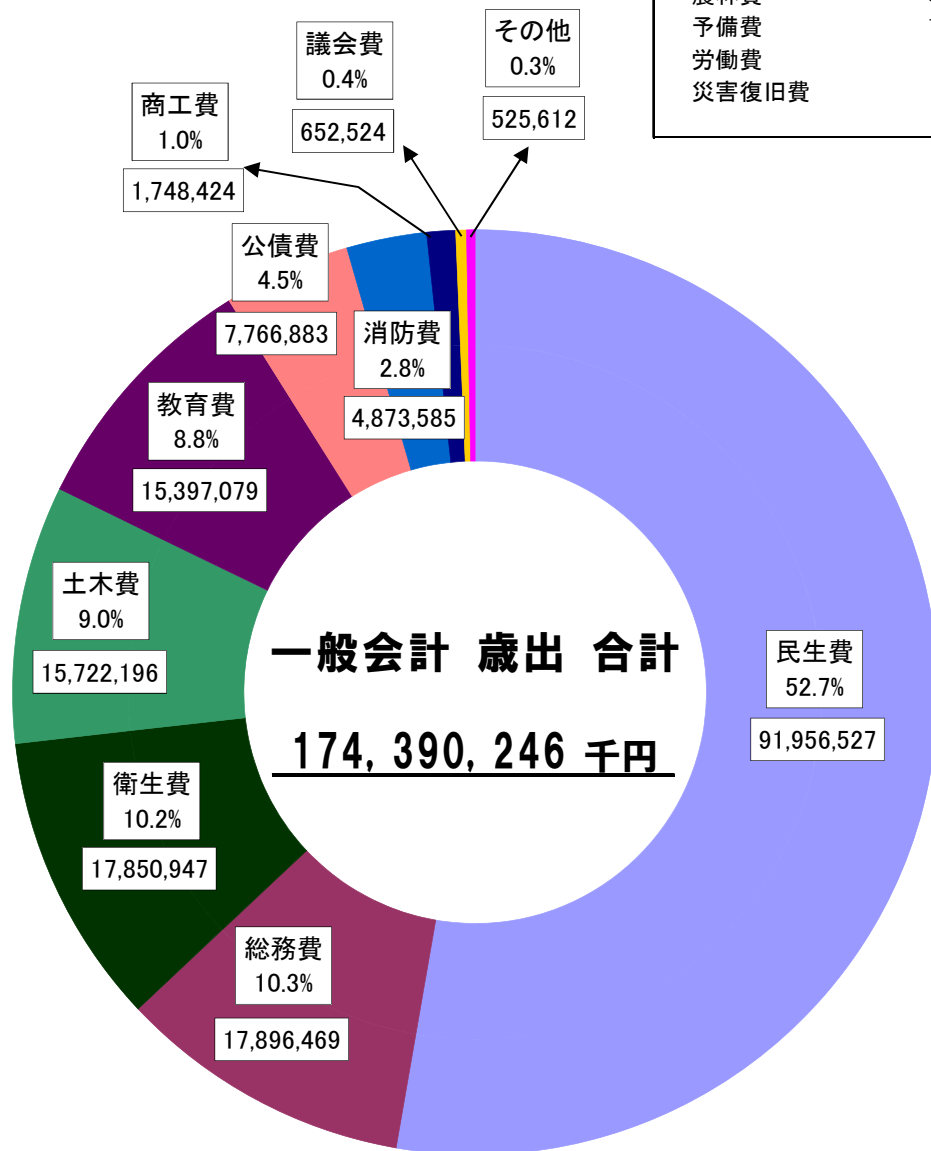
2023年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	387,796
予備費	100,000
労働費	37,810
災害復旧費	6



2023年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,675,470	13.0	—	22,675,470	13.0
	職 員 給 与 費	21,772,147	12.5	0	21,772,147	12.5
	特別職給与費等	903,323	0.5	0	903,323	0.5
	扶 助 費	59,306,418	34.0	13,916	59,320,334	34.0
	公 債 費	7,766,882	4.5	—	7,766,882	4.5
	計	89,748,770	51.5	13,916	89,762,686	51.5
投 資 的 経 費		12,917,800	7.4	—	12,917,800	7.4
そ の 他 経 費	物 件 費	32,937,361	18.9	—	32,937,361	18.9
	維 持 補 修 費	1,080,204	0.6	—	1,080,204	0.6
	補 助 費 等	17,861,756	10.2	27,049	17,888,805	10.3
	繰 出 金	18,102,417	10.4	—	18,102,417	10.4
	出 資 金 ・ 貸 付 金	101	0.0	—	101	0.0
	積 立 金	1,600,872	0.9	—	1,600,872	0.9
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.0
	計	71,682,711	41.1	27,049	71,709,760	41.1
歳 出 合 計		174,349,281	100.0	40,965	174,390,246	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 扶助費 施設型給付費(8百万円)、地域型保育給付費(6百万円)
- 補助費等 幼稚園一時預かり補助金(0.1億円)、東京都認証保育所利用者補助金(8百万円)、
私立幼稚園等園児保護者補助金(6百万円)

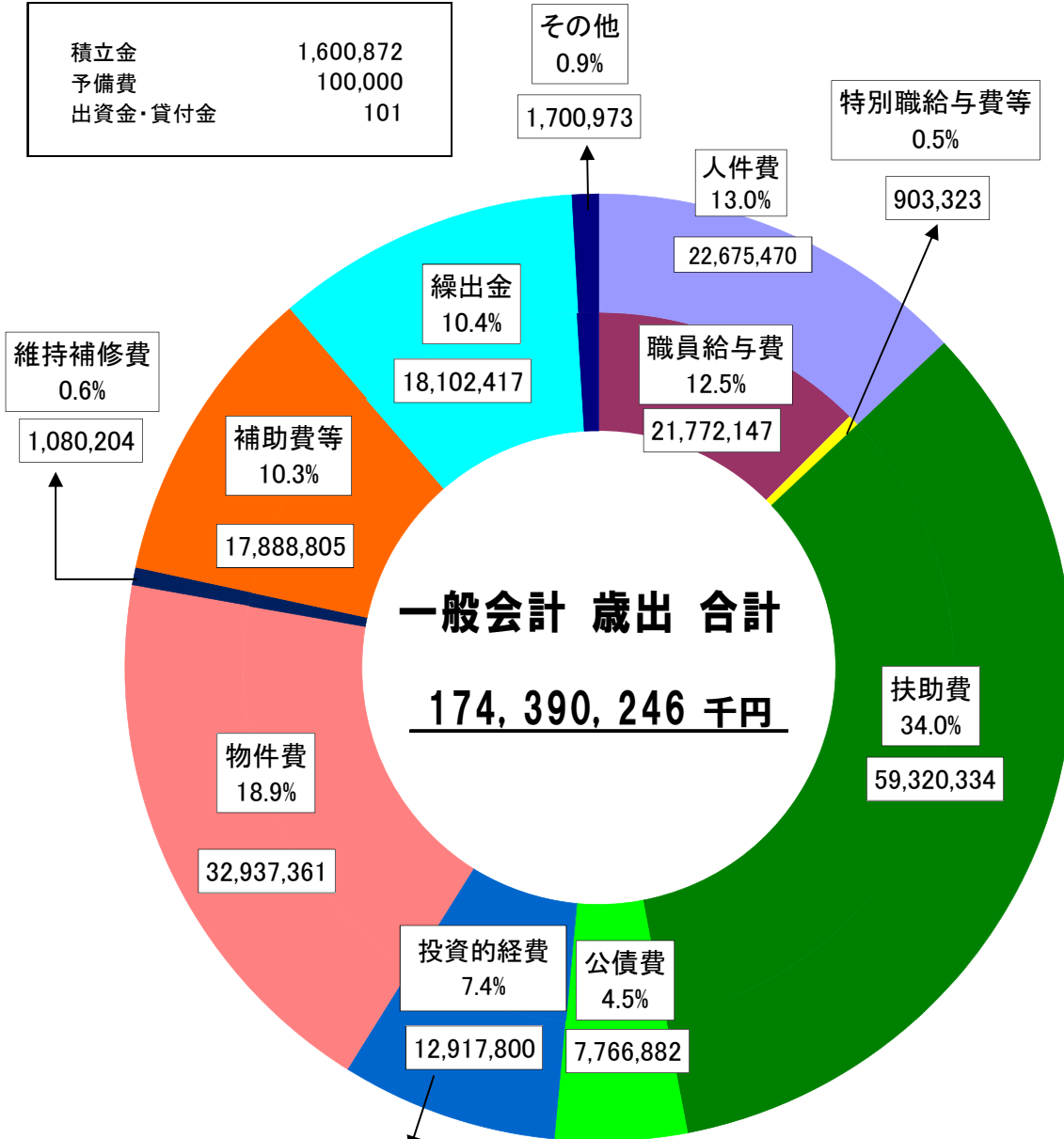
2023年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	1,600,872
予備費	100,000
出資金・貸付金	101



投資的経費 内訳

総務費	1,274,525	土木費	6,387,330
民生費	705,708	消防費	52,759
衛生費	2,540,033	教育費	1,883,730
農林費	20,319	災害復旧費	6
商工費	53,390		

令和5年度（2023年度）

9月補正予算（第5号）

9月補正予算（補正第5号）の概要

9月補正予算（第5号）では、都の事業を活用し、妊婦健康診査の超音波検査の公費負担回数を現行の1回から4回に増やすことで、安心して出産できる環境を整備します。

また、自転車を利用している市民の安全を守ることを目的として、自転車用ヘルメットの着用を促進していく必要があることから、ヘルメットの購入補助を行います。

その他、前年度決算額の確定に伴う補正を行います。

一般会計	81億2,912万1千円
特別会計	19億7,088万6千円
計	101億7千円

一般会計補正予算の主な内容

1 出産・子育て環境のさらなる充実のために

- 妊婦健康診査事業 2,152 万円

2 安心して生活できるまちのために

- 自転車用ヘルメット購入費補助事業 1,102 万円

3 その他

- 各種基金積立（一般会計分） 54 億 1,499 万 8 千円

2023年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額	構成比(%)	補 正 額	計		
					構成比(%)	
一 般 会 計	174,390,246	56.9	8,129,121	182,519,367	57.7	
特 別 会 計	国民健康保険 事業会計	42,246,889	13.9	609,928	42,856,817	13.5
	介護保険事業会計	38,756,050	12.6	1,162,641	39,918,691	12.6
	後期高齢者医療 事業会計	13,418,061	4.4	159,969	13,578,030	4.3
	鶴川駅南土地地区画 整理事業会計	434,064	0.1	3,798	437,862	0.1
	下水道事業会計	19,284,474	6.3	34,550	19,319,024	6.1
	収益的	12,084,916	4.0	34,550	12,119,466	3.8
	資本的	7,199,558	2.3	0	7,199,558	2.3
	病院事業会計	17,850,132	5.8	0	17,850,132	5.7
	収益的	16,174,706	5.3	0	16,174,706	5.1
	資本的	1,675,426	0.5	0	1,675,426	0.6
	小 計	131,989,670	43.1	1,970,886	133,960,556	42.3
	合 計	306,379,916	100.0	10,100,007	316,479,923	100.0

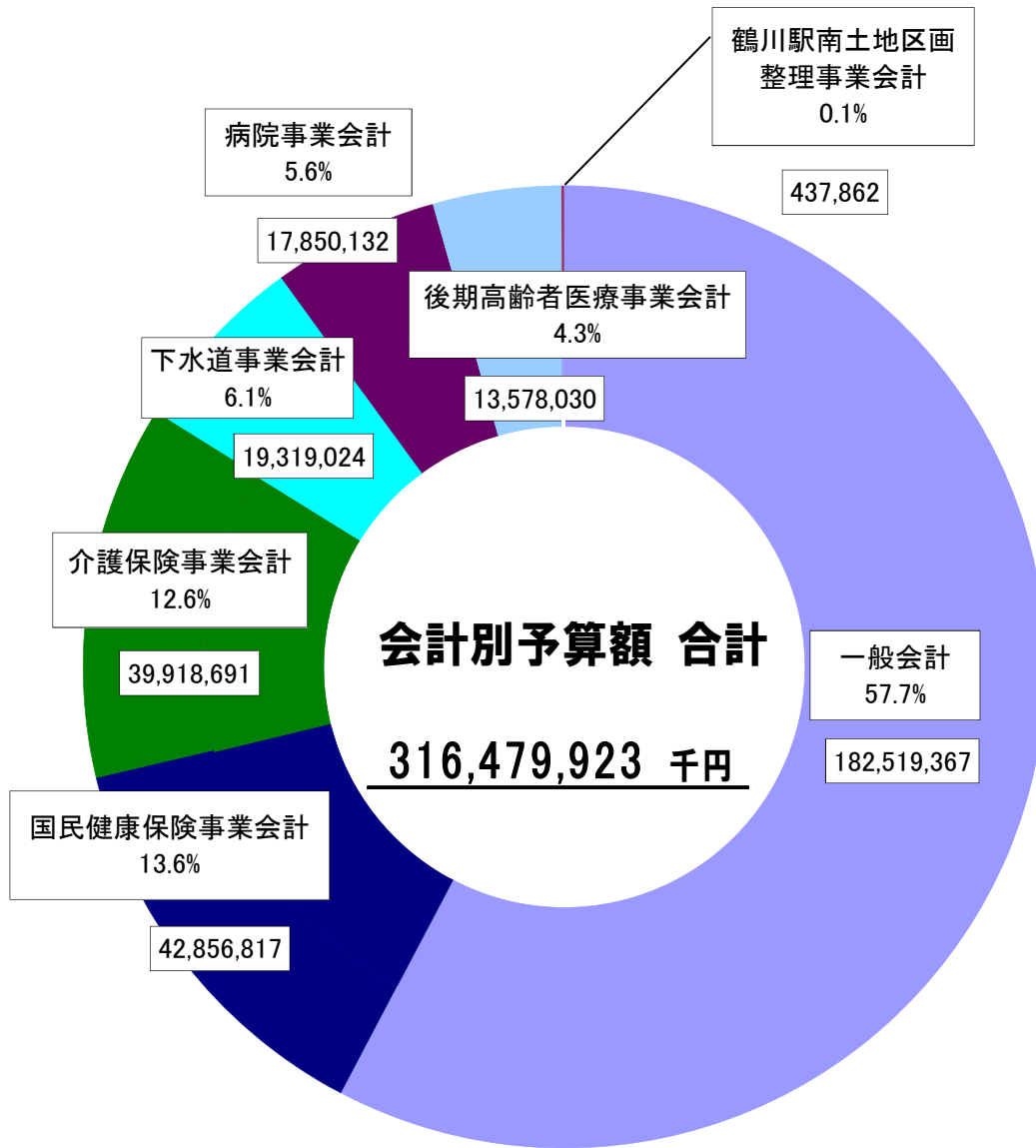
【概要】

- 一般会計の補正額は81億2,912万1千円で、補正後の全会計予算総額3,164億7,992万3千円に対する一般会計の構成比は57.7%です。
- 特別会計の補正額は19億7,088万6千円で、2022年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上しています。

2023年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



2023年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	70,711,640	40.5	—	70,711,640	38.7
2. 地 方 譲 与 税	746,001	0.4	—	746,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	115,000	0.1	—	115,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	594,000	0.3	—	594,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	517,000	0.3	—	517,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,365,000	0.8	—	1,365,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.7	—	9,893,000	5.4
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	213,000	0.1	—	213,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	—	487,000	0.3
11. 地 方 交 付 税	2,445,000	1.4	946,731	3,391,731	1.9
12. 交通安全対策特別交付金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	648,881	0.4	—	648,881	0.4
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,645,409	2.1	—	3,645,409	2.0
15. 国 庫 支 出 金	37,838,319	21.7	166,381	38,004,700	20.8
16. 都 支 出 金	25,319,737	14.5	△ 34,808	25,284,929	13.8
17. 財 産 収 入	1,765,002	1.0	—	1,765,002	1.0
18. 寄 附 金	227,226	0.1	—	227,226	0.1
19. 繰 入 金	6,461,811	3.7	865,328	7,327,139	4.0
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	6,843,360	7,843,360	4.3
21. 諸 収 入	3,060,220	1.8	3,129	3,063,349	1.7
22. 市 債	7,249,000	4.2	△ 661,000	6,588,000	3.6
歳 入 合 計	174,390,246	100.0	8,129,121	182,519,367	100.0

【概要】

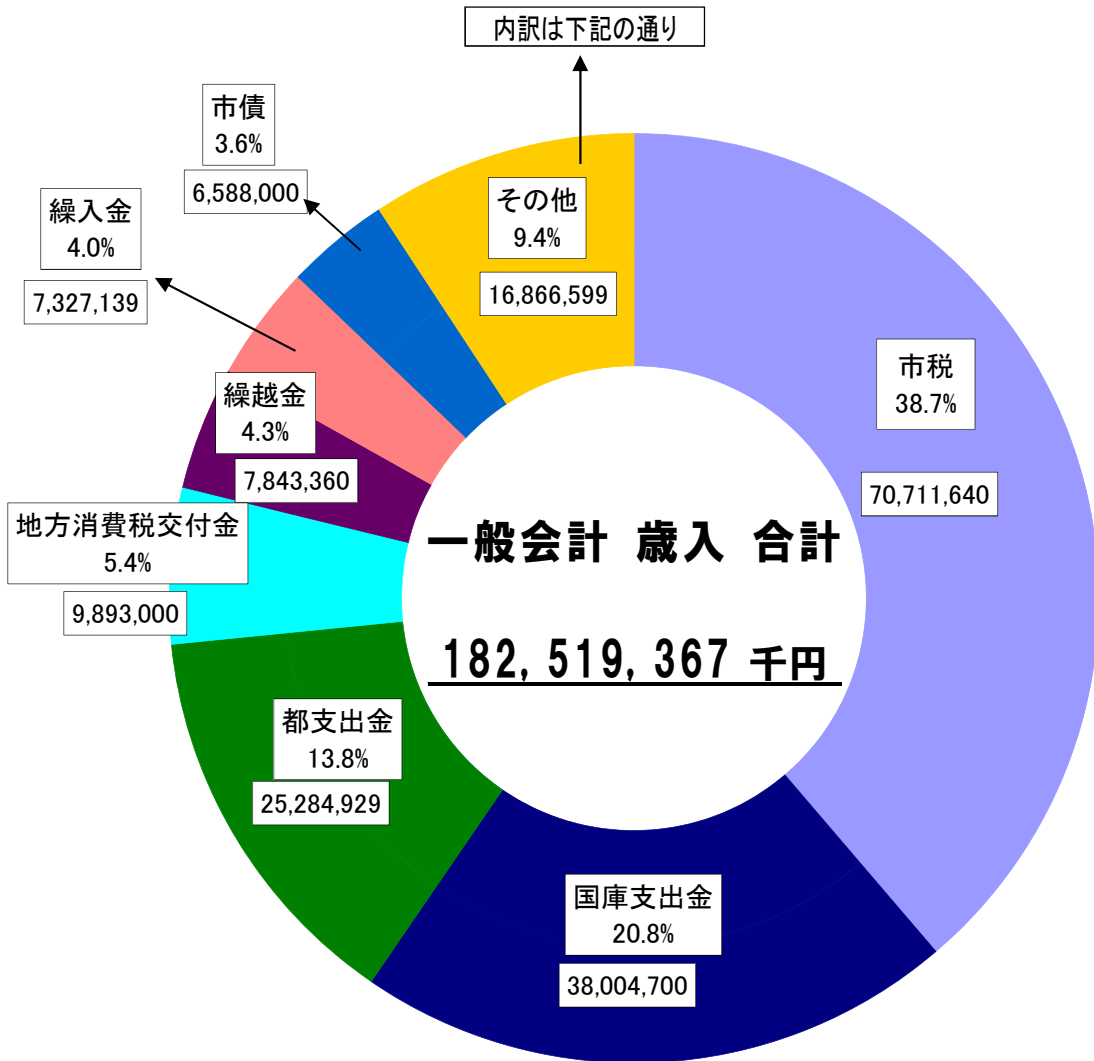
9月補正予算の主なもの

- 款11.地方交付税 普通交付税(9.5億円)
- 款15.国庫支出金 感染症医療費負担金(1.3億円)、生活保護費負担金(0.2億円)
- 款16.都支出金 妊婦健康診査支援事業費補助金(0.2億円)、
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(△0.7億円)
- 款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(4.8億円)、
介護保険事業会計繰入金(2.6億円)
- 款20.繰越金 前年度繰越金(68.4億円)
- 款22.市債 臨時財政対策債(△6.6億円)

2023年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

使用料及び手数料	3,645,409	株式等譲渡所得割交付金	517,000
地方交付税	3,391,731	地方特例交付金	487,000
諸収入	3,063,349	寄附金	227,226
財産収入	1,765,002	環境性能割交付金	213,000
法人事業税交付金	1,365,000	利子割交付金	115,000
地方譲与税	746,001	交通安全対策特別交付金	48,000
分担金及び負担金	648,881	ゴルフ場利用税交付金	40,000
配当割交付金	594,000		

2023年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	652,524 (0.4%)	—	652,524 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	17,896,469 (10.3%)	5,438,067	23,334,536 (12.8%)	—	6,653	—	—	5,431,414
3. 民生費	91,956,527 (52.7%)	1,321,230	93,277,757 (51.1%)	9,451	2,481	—	3,129	1,306,169
4. 衛生費	17,850,947 (10.2%)	1,231,066	19,082,013 (10.4%)	7,500	△ 44,921	—	—	1,268,487
5. 労働費	37,810 (0.0%)	—	37,810 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	387,796 (0.2%)	△ 1,004	386,792 (0.2%)	—	△ 1,936	—	—	932
7. 商工費	1,748,424 (1.0%)	1,550	1,749,974 (1.0%)	—	—	—	—	1,550
8. 土木費	15,722,196 (9.0%)	66,075	15,788,271 (8.6%)	—	—	—	—	66,075
9. 消防費	4,873,585 (2.8%)	—	4,873,585 (2.7%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	15,397,079 (8.8%)	△ 27,863	15,369,216 (8.4%)	—	—	—	—	△ 27,863
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,766,883 (4.5%)	—	7,766,883 (4.3%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000	200,000 (0.1%)	—	—	—	—	100,000
歳出合計	174,390,246 (100.0%)	8,129,121	182,519,367 (100.0%)	16,951	△ 37,723	0	3,129	8,146,764

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 財政調整基金積立金(39.2億円)、公共施設整備基金積立金(10.3億円)
- 款3.民生費 国・都支出金返還金(11.9億円)、国民健康保険事業会計繰出金(1.1億円)
- 款4.衛生費 国・都支出金返還金(12.7億円)、感染症対策事業費(△0.7億円)
- 款6.農林費 都市農業振興施設整備事業補助金(△3百万円)
- 款8.土木費 道路等修繕料(0.5億円)
- 款10.教育費 光熱水費(2百万円)、職員人件費(△0.3億円)
- 款13.予備費 予備費(1.0億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)

追加:熱回収施設等設計施工監理事業その2(2023~2024年度/6百万円/6百万円)

尾根緑道改良事業(2023~2024年度/3.2億円/3.2億円)

忠生630号線(第二期)道路改良事業(2023~2024年度/2.4億円/2.4億円)

香山緑地整備事業その2(2023~2024年度/5百万円/6百万円)

鶴川エリア中学校給食センター整備事業(建物賃貸借事業)その2(2023~2035年度/6百万円/6百万円)

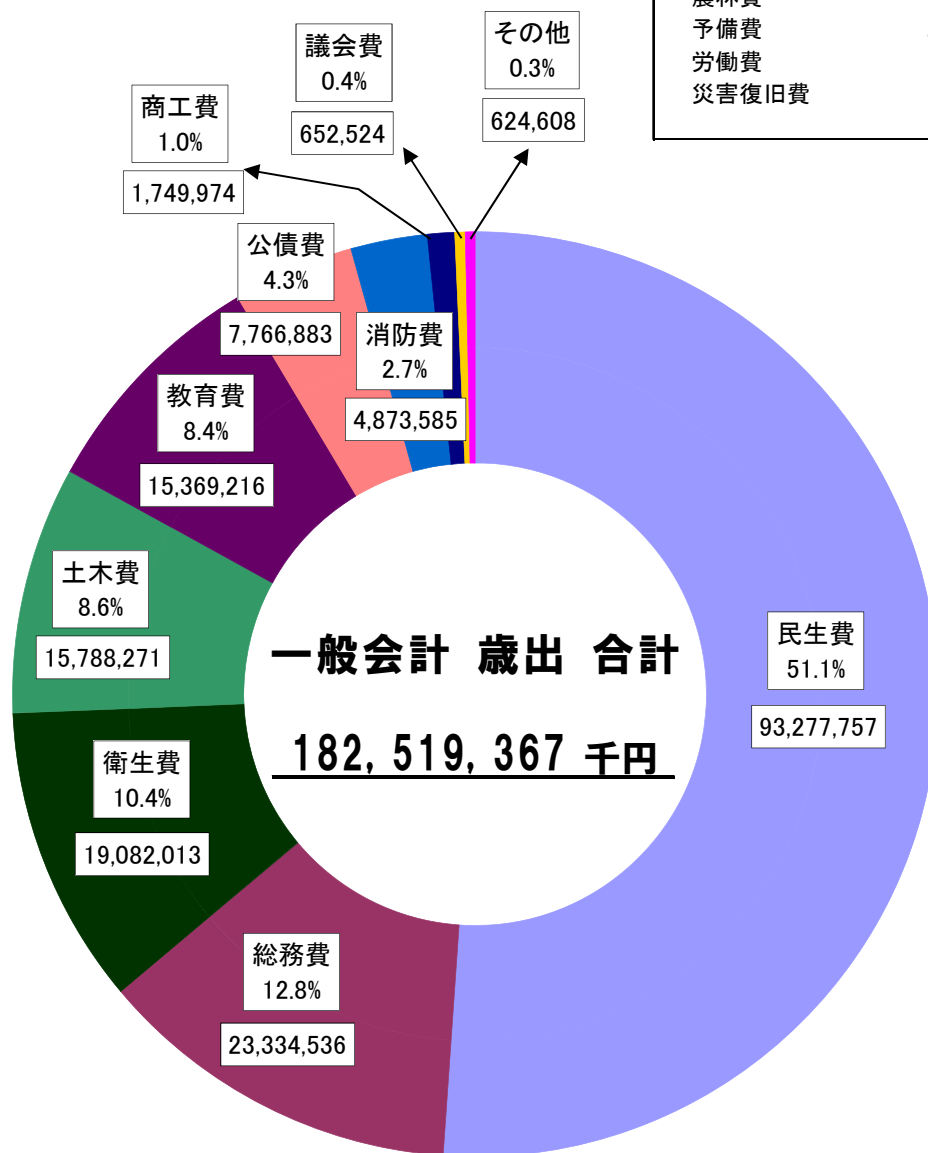
2023年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	386,792
予備費	200,000
労働費	37,810
災害復旧費	6



2023年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,675,470	13.0	3,125	22,678,595	12.4
	職 員 給 与 費	21,772,147	12.5	1,653	21,773,800	11.9
	特別職給与費等	903,323	0.5	1,472	904,795	0.5
	扶 助 費	59,320,334	34.0	—	59,320,334	32.5
	公 債 費	7,766,882	4.5	—	7,766,882	4.3
	計	89,762,686	51.5	3,125	89,765,811	49.2
投 資 的 経 費		12,917,800	7.4	—	12,917,800	7.1
そ の 他 経 費	物 件 費	32,937,361	18.9	△ 36,058	32,901,303	18.0
	維 持 補 修 費	1,080,204	0.6	51,375	1,131,579	0.6
	補 助 費 等	17,888,805	10.3	2,471,828	20,360,633	11.2
	繰 出 金	18,102,417	10.4	123,853	18,226,270	10.0
	出 資 金 ・ 貸 付 金	101	0.0	—	101	0.0
	積 立 金	1,600,872	0.9	5,414,998	7,015,870	3.8
	予 備 費	100,000	0.0	100,000	200,000	0.1
	計	71,709,760	41.1	8,125,996	79,835,756	43.7
歳 出 合 計		174,390,246	100.0	8,129,121	182,519,367	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 人件費 会計年度任用職員報酬(1.2百万円)、公務災害補償費(1.1百万円)
- 物件費 健康診査等委託料(0.2億円)、感染症対策事業費(△0.7億円)
- 維持補修費 道路等修繕料(0.5億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(24.6億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(1.1億円)、介護保険事業会計繰出金(0.1億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(39.2億円)、公共施設整備基金積立金(10.3億円)
- 予備費 予備費(1.0億円)

2023年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	7,015,870
予備費	200,000
出資金・貸付金	101

その他
3.9%
7,215,971

特別職給与費等
0.5%
904,795

人件費
12.4%
22,678,595

職員給与費
11.9%
21,773,800

扶助費
32.5%
59,320,334

繰出金
10.0%
18,226,270

一般会計 歳出 合計
182,519,367 千円

維持補修費
0.6%
1,131,579

補助費等
11.2%
20,360,633

物件費
18.0%
32,901,303

投資的経費
7.1%
12,917,800

公債費
4.3%
7,766,882

投資的経費 内訳

総務費	1,274,525	土木費	6,387,330
民生費	705,708	消防費	52,759
衛生費	2,540,033	教育費	1,883,730
農林費	20,319	災害復旧費	6
商工費	53,390		

議案概要

議案名	第 7 1 号議案 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例								
<p>【議案提出の目的】 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法から引用する規定の条番号及び災害派遣手当*の名称を改めます。</p> <p>※災害派遣手当とは、災害等が発生したときに、災害応急対策又は災害復旧のために、他の地方自治体等から町田市に派遣された職員に対し、支給される手当です。</p> <p>〈新型インフルエンザ等対策特別措置法〉</p> <table border="1" data-bbox="178 786 1458 916"><thead><tr><th data-bbox="178 786 820 831">改正前</th><th data-bbox="820 786 1458 831">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="178 831 820 875">第 44 条</td><td data-bbox="820 831 1458 875">第 26 条の 8</td></tr><tr><td data-bbox="178 875 820 916">新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</td><td data-bbox="820 875 1458 916">特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</td></tr></tbody></table> <p>○ 公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日*のいずれか遅い日から施行します。</p> <p>※2023 年 4 月 28 日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）</p>				改正前	改正後	第 44 条	第 26 条の 8	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当
改正前	改正後								
第 44 条	第 26 条の 8								
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当								
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199						

議案概要

議案名	第72号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例											
【議案提出の目的】												
地方自治法の改正に伴い、関係する条例3本を一括して整理するため、制定するものです。												
【議案の内容】												
○次の条例について、地方自治法の条番号が変更となることに伴い、同法から引用する条番号を改めます。												
(1) 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (2) 町田市下水道事業の設置等に関する条例 (3) 町田市病院事業の設置等に関する条例												
〈地方自治法〉												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="272 757 635 801">改正前</th><th data-bbox="635 757 1000 801">改正後</th><th data-bbox="1000 757 1361 801">引用している条例</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="272 801 635 846">第243条の2</td><td data-bbox="635 801 1000 846">第243条の2の7</td><td data-bbox="1000 801 1361 846">(1)</td></tr><tr><td data-bbox="272 846 635 884">第243条の2の2</td><td data-bbox="635 846 1000 884">第243条の2の8</td><td data-bbox="1000 846 1361 884">(1) (2) (3)</td></tr></tbody></table>				改正前	改正後	引用している条例	第243条の2	第243条の2の7	(1)	第243条の2の2	第243条の2の8	(1) (2) (3)
改正前	改正後	引用している条例										
第243条の2	第243条の2の7	(1)										
第243条の2の2	第243条の2の8	(1) (2) (3)										
○ 2024年4月1日から施行します。												
【関係法令】												
○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）												
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤 下水道部 下水道経営総務課長 西澤 市民病院 総務課長 須崎	電話	724-2199 724-4287 722-2230									

議案概要

議案名	第73号議案 町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例											
<p>【議案提出の目的】 町田市鶴川緑の交流館に設置する自転車駐車場等の利用時間及び駐車料金を設定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市鶴川緑の交流館の自転車駐車場等を有料化し、利用時間及び駐車料金を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="199 591 1433 719"><thead><tr><th>施設</th><th>利用時間</th><th>料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>自転車駐車場</td><td>24時間</td><td>1日1回300円</td></tr><tr><td>原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場</td><td>24時間</td><td>1日1回450円</td></tr></tbody></table> <p>※施設利用者の方及び利用時間が30分を超えない方の駐車料金は免除し、無料とします。</p> <p>○ 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p> <p>※有料の自転車駐車場等の利用開始は2024年2月を予定していますが、設置工事の進捗により利用開始日の変動する可能性があるため、施行日を別途規則で定めます。</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 現在、町田市鶴川緑の交流館には、無料の自転車駐車場として駐輪機(54台)を設置していますが、施設利用者以外の方の駐車が多く、施設を利用する方が駐車できないことがあります。</p> <p>○ この状況を改善するため、駐車場を有料化し、施設を利用する方が適切に利用できるようにします。</p> <p>○ なお、今回の有料化に併せて、新たに自動二輪車等の駐車場として駐輪機(5台)を設置します。</p>				施設	利用時間	料金	自転車駐車場	24時間	1日1回300円	原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場	24時間	1日1回450円
施設	利用時間	料金										
自転車駐車場	24時間	1日1回300円										
原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場	24時間	1日1回450円										
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 老沼	電話	724-2184									

議案概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する議案について (第74号議案～第76号議案)

【議案提出の目的】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定について、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等の生活衛生関係の営業に関する法律8本が2023年6月14日に改正されました。

これまで、これらの営業については、相続や法人の合併又は分割があったときは、その届出又は承認により営業者の地位を承継することができた一方で、事業譲渡の場合は譲受人が新たに許可を取得する必要がありました。法の改正により、事業譲渡についても、新たな許可を受けることなく営業者の地位を承継できるようになります。

これらのことに伴い、以下のとおり、3本の条例を改正します。

- 第74号議案 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例
プールの許可運営者が当該プールを運営する事業を譲渡した場合に、譲受人が許可運営者の地位を承継できるものとします。
- 第75号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
事業譲渡による旅館業の許可営業者の地位の承継に係る承認申請手数料として、相続等による地位の承継の手数料と同額を定めます。
1件につき9,700円
- 第76号議案 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
旅館業法から引用する項号番号を次のとおり改めます。
(改正前) (改正後)
「第5条第3号」→「第5条第1項第4号」

法令等	地位の承継の対象		承継の手続
	改正前	改正後	
旅館業法	1. 相続 2. 法人の合併・分割	1. 相続 2. 法人の合併・分割	承認申請 (手数料 9,700円)
公衆浴場法他6本 プール条例		3. <u>事業譲渡</u>	届出

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行日*から施行します。
*2023年6月14日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

【関係法令】

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)

問合せ先	保健所 保健総務課長 中坪 保健所 生活衛生課長 林	電話	724-4241 722-6727
------	-------------------------------	----	----------------------

議案概要

議案名	第77号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の項番号が変更となることに伴い、同法から引用する項番号を改めます。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 （改正前） （改正後） 「第3条第11項」→「第3条第10項」</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p>			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課 三浦	電話	724-2137

議案概要

議案名	第78号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

子が2人以上いる保護者について、保育所等の利用者負担額の軽減を図るため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 子が2人以上いる保護者について、第2子に係る保育所等の利用者負担額を無償化します。

<2023年9月まで>

第1子	第2子	第3子以降
保護者負担	保護者負担半額	無償



<2023年10月以降>

第1子	第2子	第3子以降
保護者負担	無償化	無償

- 2023年10月1日から施行します。

【補足説明】

- 東京都は第2子の保育料を無償化するため、2023年10月から、現在の保護者負担分を市に対して補助をする事業を開始します。このたびの改正は、本事業にあわせて実施するものです。

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課 三浦	電話	724-2138
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第79号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき裁判所の保護命令の申立てをした方は、命令から5年を経過していない場合、同居者がいなくても市営住宅に入居できるようにしています。 このたび、保護命令制度を拡充する法改正が行われ、法から引用する保護命令に関する規定が2つに分かれたため、該当する条番号を保護命令の根拠規定として追加します。 (改正前) (改正後) 第10条第1項 → 第10条第1項 第10条の2○ 2024年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号） 第10条第1項（接近禁止命令）、第10条の2（退去等命令）			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 村田	電話	724-4269

議案概要

議案名	第80号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

本町田後田公園内の会議室の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をします。

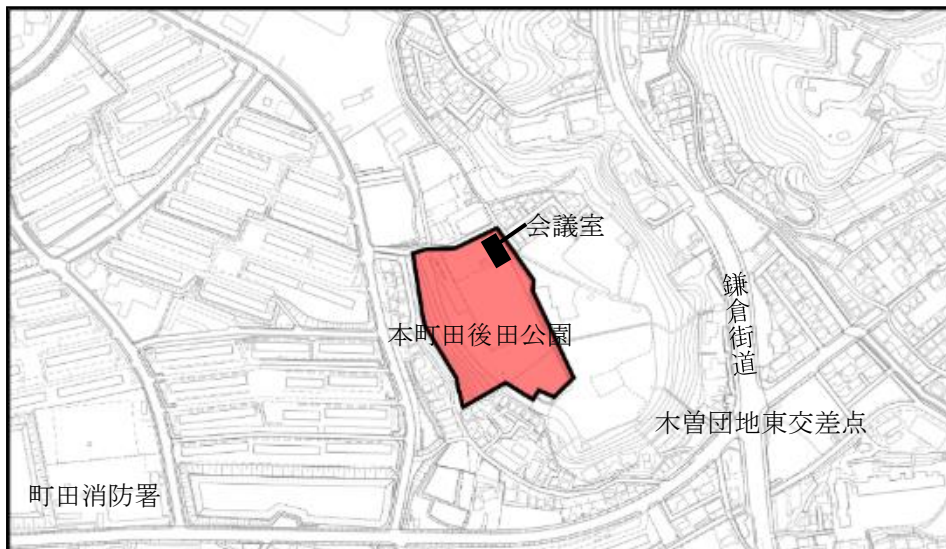
【議案の内容】

○ 2023年12月に利用を開始する本町田後田公園会議室の、利用時間及び利用料金を次のとおり定めます。

名称	利用時間	利用料金
本町田後田公園会議室	午前9時から午後9時まで	500円/2時間

○ 2023年12月1日から施行します。

<本町田後田公園>



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入		
<p>【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市消防団第 5 分団第 1 部に配備する消防ポンプ自動車 1 台、及び同分団第 2 部に配備する水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車購入 ○ 契約方法 指名競争入札 ○ 契約金額 56,485,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなぎ） ○ 履行期限 契約開始日から 2025 年 3 月 31 日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2017 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2018 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2019 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 35,860,000 円 ○ 2020 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 38,280,000 円 ○ 2022 年度 消防ポンプ自動車 1 台購入 26,565,000 円</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂	電話	724-2523 724-3254

議案概要

議案名	第 8 2 号議案 小山田蓮田緑地整備工事請負契約
------------	----------------------------------

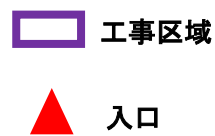
【議案提出の目的】

町田市バイオエネルギーセンターの整備に伴い、施設周辺の魅力向上や環境整備を推進するため、蓮の魅力を活かした小山田蓮田緑地の整備を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○工事内容

- ・面積：1.6ha
- ・公園植栽工
高木植栽、中木植栽、低木植栽、張芝
- ・園路整備工
脱色アスファルト舗装、ハス田デッキ、ため池デッキ
- ・遊戯施設整備工
複合遊具、ブランコ、回転遊具、健康器具
- ・給排水設備工
給水管、雨水排水管、暗渠排水、污水管
- ・管理施設整備工
メッシュフェンス、擬木ロープ柵
- ・サービス施設整備工
ベンチ、かまどベンチ、野外卓、水飲み場



【契約の概要】

- 契約目的 小山田蓮田緑地整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 360,497,610 円
- 契約相手方 東京都町田市小山町 3125 番地 1
株式会社地研
代表取締役 入江 八重子
- 工 期 契約開始日から 2025 年 2 月 28 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-4397
-------------	--	-----------	----------------------

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 市道路線の認定について		
<p>【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 2351 号線その他の合計 10 路線 総延長 672mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
議案名	第 8 4 号議案 市道路線の廃止について		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線、開発行為に伴い開発区域内に取り込まれた路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 127 号線その他の合計 3 路線 総延長 173mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 奥村	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 8 5 号議案 町田市立総合体育館外 3 施設の指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

町田市立総合体育館外 3 施設（町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場、緑ヶ丘グラウンド）の指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

（指定管理者名）スポーツ町田共同事業体

（代表団体）株式会社ギオン

代表取締役 祇園 彬之介

神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 5 番 1 号

（その他の構成団体）

株式会社小田急ビルサービス、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社、一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク

○ 公の施設の概要

（1）町田市立総合体育館

名 称	町田市立総合体育館
所 在 地	町田市南成瀬五丁目 12 番地
開設年月	1990 年 10 月
建物構造	【メインアリーナ棟】鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造、地下1階付2階建 【サブアリーナ棟】鉄筋鉄骨コンクリート造、屋根鉄骨造、地下1階付4階建 【共用部分】鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階付2階建 【駐車場棟】鉄筋コンクリート造、地下1階付2階建
施設面積	19,120.11 m ²
建物面積	24,766.60 m ² （延床面積）
主要施設	メインアリーナ、サブアリーナ、小体育室、トレーニング室、第一武道場、第二武道場、和洋弓場、会議室、男女シャワー室、男女トイレ、男女更衣室、駐車場等

（2）成瀬クリーンセンターテニスコート

名 称	成瀬クリーンセンターテニスコート
所 在 地	町田市南成瀬八丁目 1 番地 1
開設年月	1985 年 10 月
建物構造	鉄骨造、平屋
施設面積	52,138.36 m ²
建物面積	248.15 m ² （延床面積）
主要施設	管理棟（事務室、休憩室、男女シャワー室、男女トイレ、男女更衣室）、駐車場、テニスコート 砂入り人工芝コート 14 面 うち、照明設備あり 5 面（E 面から I 面）・照明設備なし 9 面（A 面から D 面、J 面から N 面） その他 2 面はスポーツ広場として地域開放（一般貸出し対象外）

(3) 三輪みどり山球場

名 称	三輪みどり山球場
所 在 地	町田市三輪緑山一丁目 24 番地 1
開設年月	1988 年 5 月
建物構造	鉄骨コンクリート造、2 階建
施設面積	10,830 m ²
建物面積	65.59 m ² (延床面積)
主要施設	球場、管理棟、男女トイレ、管理棟

(4) 緑ヶ丘グラウンド

名 称	緑ヶ丘グラウンド
所 在 地	町田市本町田 2380 番地 6
開設年月	2018 年 11 月
建物構造	軽量鉄骨造、平屋
施設面積	6,936.22 m ²
建物面積	69.56 m ² (延床面積)
主要施設	グラウンド、倉庫、男女トイレ、足洗い場、駐車場

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・町田市立総合体育館外 3 施設の維持管理に関すること。
- ・町田市立総合体育館外 3 施設の運営に関すること。

○ 指定の期間

2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)
- 町田市体育施設条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定)

問合せ先

文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨

電話

724-4036

議案概要

議案名	第86号議案 町田市わさびだ療育園の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市わさびだ療育園を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人合掌苑 理事長 森 一成 東京都町田市金森東三丁目18番16号			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市わさびだ療育園		
所 在 地	町田市金森東三丁目18番9号		
開設年月	1997年7月		
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
施設面積	590.03 m ²		
建物面積	678.00 m ² (延床面積)		
主要施設	療育室、食堂、静養室、浴室等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業に関すること。 ・ 町田市わさびだ療育園の施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
・ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定) ・ 町田市通所療育施設条例第10条 (指定管理者の指定等) ・ 町田市通所療育施設条例施行規則			
問合せ先	地域福祉部	障がい福祉課長 金子	電話 724-2147

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 町田市大賀藕絲館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市大賀藕絲館を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人まちだ育成会 理事長 齊藤 喬 東京都町田市山崎町 1214 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市大賀藕絲館		
所 在 地	町田市下小山田町 3267 番地		
開設年月	1990 年 4 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て		
施設面積	2,348.43 m ²		
建物面積	1,016.64 m ² (延床面積)		
主要施設	作業室、食堂、静養室、多目的室、授産品売店等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業に関すること。			
・ 町田市大賀藕絲館の施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
・ 町田市大賀藕絲館設置条例第 10 条 (指定管理者の指定等)			
・ 町田市大賀藕絲館設置条例施行規則			
問合せ先	地域福祉部	障がい福祉課長 金子	電話 724-2147

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 ふれあい桜館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 ふれあい桜館を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会 理事長 黒坂 昌範 東京都町田市森野四丁目 8 番 39 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	ふれあい桜館		
所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地		
開設年月	1994 年 6 月		
建物構造	鉄筋コンクリート地上 3 階地下 1 階建(うち 2 階部分及び共用部分)		
建物面積	1,073.70 m ² (延床面積)		
主要施設	集会室、介護予防室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
(1) 施設運営に関する業務			
・ 高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関すること。			
・ 高齢者に対する生業及び就労の指導に関すること。			
・ 機能回復訓練の実施に関すること。			
・ 教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること。			
・ 老人クラブに対する援助等に関すること。			
(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者福祉センター条例第 11 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第89号議案 小山田高齢者在宅サービスセンター外1箇所の指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

小山田高齢者在宅サービスセンター及びつくし野デイサービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会
 理事長 黒坂 昌範
 東京都町田市森野四丁目8番39号

○ 公の施設の概要

名 称	小山田高齢者在宅サービスセンター
所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地
開設年月	1994 年 6 月
建物構造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建(うち1階部分及び共用部分)
建物面積	1,329.50 m ² (延床面積)
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室

名 称	つくし野デイサービスセンター
所 在 地	町田市つくし野二丁目 21 番 11 号 つくし野小学校内
開設年月	1998 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)
建物面積	213.00 m ² (延床面積)
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。
- ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

○ 指定の期間

- ・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法 第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項(指定管理者の指定等)

問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 田野倉	電話	724-2916
------	----------------------	----	----------

議案概要

議案名	第90号議案 デイサービス森野の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
デイサービス森野を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社楓の風 代表取締役 小室 貴之 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目 32 番地 13			
○ 公の施設の概要			
名 称	デイサービス森野		
所 在 地	町田市森野五丁目 28 番 1 号 森野五丁目第 3 アパート内		
開設年月	1999 年 6 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建(うち 1 階部分)		
建物面積	200.29 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 田野倉	電話	724-2916

議案概要

議案名	第91号議案 玉川学園高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 玉川学園高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人桜実会 理事長 三浦 光利 東京都町田市玉川学園七丁目 15 番 6 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター		
所 在 地	町田市玉川学園三丁目 35 番 1 号		
開設年月	2000 年 4 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造地上 2 階建地下 1 階建		
建物面積	1,383.30 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 ・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定) ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 田野倉	電話	724-2916

議案概要

議案名	第92号議案 本町田高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 本町田高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人湧和 理事長 御殿谷 光廣 (みとのや みつひろ) 東京都町田市本町田 2954 番地 2 シティークレスト 1 階 101 号室			
○ 公の施設の概要			
名称	本町田高齢者在宅サービスセンター		
所在地	町田市本町田 2102 番地 1		
開設年月	2000 年 11 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
建物面積	999.91 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第93号議案 デイサービス忠生の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 デイサービス忠生を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人楓の風 理事 小室 貴之 東京都町田市成瀬が丘二丁目 23 番地 5			
○ 公の施設の概要			
名 称	デイサービス忠生		
所 在 地	町田市忠生一丁目 19 番 2 号 忠生市営住宅集会所内		
開設年月	2001 年 5 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階建 (うち 1 階部分)		
建物面積	253.98 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第94号議案 デイサービス三輪の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 デイサービス三輪を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 医療法人社団三医会 理事長 船津 到 東京都町田市三輪町 1059 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名 称	デイサービス三輪		
所 在 地	町田市三輪緑山四丁目 14 番 1 号 三輪コミュニティセンター内		
開設年月	2002 年 6 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建(うち 1 階部分)		
建物面積	298.86 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第95号議案 デイサービス榛名坂の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 デイサービス榛名坂を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人明るい老後を考える会 理事長 持田 忠行 東京都町田市金井三丁目 20 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名称	デイサービス榛名坂		
所在地	町田市金井三丁目 20 番 1 号		
開設年月	2002 年 7 月		
建物構造	鉄骨造平屋建		
建物面積	310.47 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第96号議案 デイサービス高ヶ坂の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 デイサービス高ヶ坂を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 （指定管理者名）株式会社ツクイ 代表取締役 高島 毅 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号			
○ 公の施設の概要			
名 称	デイサービス高ヶ坂		
所 在 地	町田市高ヶ坂七丁目26番8号		
開設年月	2003年2月		
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建		
建物面積	585.76㎡（延床面積）		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 ・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 田野倉	電話	724-2916

議案概要

議案名	第97号議案 デイサービスあいはらの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 デイサービスあいはらを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人相原やまゆり会 理事長 北島 一夫 東京都町田市相原町 3677 番地			
○ 公の施設の概要			
名 称	デイサービスあいはら		
所 在 地	町田市相原町 3174 番地		
開設年月	2005 年 10 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
建物面積	599.19 m ² (延床面積)		
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。 ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第98号議案 わくわくプラザ町田の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 わくわくプラザ町田を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 公益社団法人町田市シルバー人材センター 会長 丹田 公和 東京都町田市森野一丁目1番15号			
○ 公の施設の概要			
名称	わくわくプラザ町田		
所在地	町田市森野一丁目1番15号		
開設年月	1993年10月		
建物構造	鉄筋コンクリート造(一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造) 地上3階地下1階建		
建物面積	997.86㎡(延床面積)		
主要施設	会議室、講習室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 会議室等に係る利用の承認等に関すること。 ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。 ・ その他市長が指定した業務。			
○ 指定の期間			
・ 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)			
○ 町田市わくわくプラザ条例第8条第3項(指定管理者の指定等)			
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 田野倉	電話 724-2916

議案概要

議案名	第99号議案 休日・準夜急患こどもクリニックの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
休日・準夜急患こどもクリニックを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 一般社団法人町田市医師会 会長 山下 弘一 東京都町田市旭町一丁目4番5号			
○ 公の施設の概要			
名 称	休日・準夜急患こどもクリニック		
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内		
開設年月	2003年4月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階(うち1階部分)		
建物面積	121.82㎡(延床面積)		
主要施設	診察室2部屋、感染症診察室1部屋、処置室、待合室、受付		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・小児科応急診療の実施に関する事。 ・休日・準夜急患こどもクリニックの利用の承認等に関する事。 ・休日・準夜急患こどもクリニックの施設及び設備の維持管理に関する事。 ・その他市長が指定した業務。			
○ 指定の期間			
・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)			
町田市急患センター条例			
町田市急患センター条例施行規則			
問合せ先	保健所 保健総務課長 中坪	電話	724-4241

議案概要

議案名	第100号議案 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 休日歯科・障がい者歯科応急診療所を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 公益社団法人東京都町田市歯科医師会 会長 長崎 敏宏 東京都町田市原町田五丁目8番7号			
○ 公の施設の概要			
名 称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所		
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内		
開設年月	1989年4月		
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階(うち1階部分)		
建物面積	147.26㎡(延床面積)		
主要施設	歯科ユニット3台、レントゲン室、待合室、受付		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 休日応急歯科・障がい者歯科診療の実施に関する事。 ・ 休日応急歯科・障がい者歯科診療の利用の承認に関する事。 ・ 休日応急歯科・障がい者歯科診療の施設及び設備の維持管理に関する事。 ・ その他市長が指定した業務。			
○ 指定の期間 ・ 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定) 町田市急患センター条例 町田市急患センター条例施行規則			
問合せ先	保健所 保健総務課長 中坪	電話	724-4241

議案概要

議案名	第101号議案 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市自然休暇村を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 一般財団法人川上村振興公社 理事長 由井 雅久 長野県南佐久郡川上村大深山 542 番地			
○ 公の施設の概要			
名称	町田市自然休暇村		
所在地	長野県南佐久郡川上村大字秋山 53 番地 15		
開設年月	1977 年 7 月		
建物構造	本館：木造一部 RC 造、キャビン：木造、天体観測棟：RC 造		
施設面積	190,200 m ² (うち、借地面積 158,400 m ²)		
建物面積	2,706.12 m ² (建築面積)、2,231.4 m ² (延床面積)		
主要施設	本館 (宿泊室、レクリエーションホール、浴場)、キャビン、天体観測棟		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・町田市自然休暇村の利用の承認等に関すること。 ・宿泊体験等に関すること。 ・来館した方々への案内や休憩場所の提供等に関すること。 ・指定講座・自主事業の実施に関すること。 ・施設及び管理区域の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定) ○ 町田市自然休暇村条例第 6 条 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課 菊地	電話	724-4097

議案概要

議案名	第102号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市子ども創造キャンパスひなた村を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) アクティオ株式会社 代表取締役 淡野 文孝 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階			
○ 公の施設の概要			
名称	町田市子ども創造キャンパスひなた村		
所在地	町田市本町田 2863 番地		
開設年月	1973年7月		
建物構造	本館：木造 ホール：RC造一部S造（地下1階地上2階） 炊事場：木造		
施設面積	43,000 m ² （うち、森林面積 31,000 m ² ）		
建物面積	1,843.9 m ² （建築面積）、2,231.4 m ² （延床面積）		
主要施設	ホール、レクリエーションルーム、和室、工作室、陶芸室、野外炊事場		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・子どもの野外体験に関すること。 ・子どもの創作体験に関すること。 ・子どもの野外体験、創作体験にかかる指導者の育成及びその活動の支援に関すること。 ・来館した子どもへの居場所の提供及び図書の見学に関すること。 ・ひなた村の施設及び附帯設備の利用承認及び提供に関すること。 ・施設及び管理区域の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）			
○ 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第7条3項（指定管理者の指定）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097

議案概要

議案名	第103号議案 町田市ふるさと農具館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市ふるさと農具館を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 七国山ふれあいの里組合 組合長 市川 明 東京都町田市野津田町 2452 番地 ○ 公の施設の概要			
名 称	町田市ふるさと農具館		
所 在 地	町田市野津田町 2288 番地		
開設年月	1992 年 11 月		
建物構造	ふれあい館、体験実習館：木造一部鉄骨造平屋建て パネル館、菜種貯蔵庫：木造平屋建て		
施設面積	1,731 m ²		
建物面積	ふれあい館 151.52 m ² (延床面積) 体験実習館 133.90 m ² (延床面積) パネル館 99.28 m ² (延床面積) 菜種貯蔵庫 19.87 m ² (延床面積)		
主要施設	ふれあい館、体験実習館、パネル館		
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 農具等の収集、保管及び展示に関すること。 ・ 農具等の説明及び館外貸出しに関すること。 ・ 農具を利用した農作業の実演に関すること。			
○ 指定の期間 ・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市ふるさと農具館条例第 5 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	経済観光部 農業振興課 杉山	電話	724-2166



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は235円です（職員人件費を含みます）。